

(証券コード7980)
2020年6月11日

株主各位

東京都北区西ヶ原一丁目26番1号

株式 重松製作所

取締役社長 重松 宣雄

第74期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染予防及び拡散防止のため、本株主総会につきましては、極力、議決権行使書のご返送により議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後6時00分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
サピアタワー ステーションコンファレンス東京4階402
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 株主総会の目的事項
報告事項 第74期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役4名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件
第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

以 上

＜株主総会における新型コロナウイルス（COVID-19）感染防止への対応のお願い＞
新型コロナウイルス感染予防及び拡散防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付に、ご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.sts-japan.com>）に掲載させていただきます。
- ◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調で推移しておりましたが、年明けからの新型コロナウイルス感染症の拡大による経済への深刻な影響が出ており、先行きについては厳しい状況が続くと見込まれております。

このような事業環境の中、主要顧客である製造業からの受注が期初から堅調に推移したことに加え、新型コロナウイルスの感染拡大から、防じんマスクや保護衣等の受注が第4四半期に大きく増加いたしました。その結果、売上高は前事業年度比7.9%増の115億97百万円となりました。

利益面につきましては、売上増加の影響に加え、生産効率の向上により製品原価率が2.1ポイント改善したため、売上総利益は前事業年度比11.1%増の34億70百万円となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、売上増加に伴う人件費、諸経費の増加があったため、前事業年度比で4.4%増の31億62百万円となりました。

以上の結果、営業利益3億7百万円（前事業年度比2億14百万円増）、経常利益3億20百万円（前事業年度比2億29百万円増）、特別利益として福島県の産業復興企業立地補助金36百万円があったことから、当期純利益は2億65百万円（前事業年度比2億19百万円増）となりました。

売上高・売上総利益・営業利益・経常利益・当期純利益

区 分	第73期 2019年3月期	第74期 2020年3月期	対前期増減率
売 上 高	千円 10,747,758	千円 11,597,014	% 7.9
売 上 総 利 益	3,122,742	3,470,297	11.1
営 業 利 益	92,487	307,414	232.4
経 常 利 益	90,889	320,063	252.1
当 期 純 利 益	46,757	265,906	468.7

品種別の売上状況

区 分		第73期 2018年度	第74期 2019年度
呼吸用保護具	防 毒 マ ス ク	千円 2,742,785	千円 2,832,963
	防 じ ん マ ス ク	2,186,408	2,577,270
	自 給 式 呼 吸 器	2,549,098	2,575,144
	送 気 マ ス ク	550,343	424,789
	そ の 他 の 呼 吸 用 保 護 具	1,083,124	1,255,665
保 護 衣 ・ 保 護 手 袋		738,114	1,076,226
酸 素 計 ・ ガ ス 検 知 器		224,757	157,846
め が ね ・ シ ー ル ド		151,070	158,072
そ の 他		522,054	539,035
合 計		10,747,758	11,597,014

(2) 設備投資の状況

当事業年度につきましては、生産効率の維持・向上のため新規設備導入や既存設備改良の設備投資を行いました。また、新製品を含めた生産能力の向上を図るため継続的に金型投資も行っております。

以上の総額は5億51百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度におきましては、社債発行による資金調達は実施しておりません。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の影響が世界的に拡大する中で、わが国も感染拡大防止策による経済活動の停滞により、様々な景気下押しリスクが顕在化してきております。

このような経済環境の中、環境問題や地震、各種の感染症、テロ等のような突発的な天災、人災の発生に対する対応の巧拙が、経済・社会に与える影響はますます大きくなってまいります。

特に、現下の新型コロナウイルスの感染拡大により、公衆衛生に関わる危機管理の重要性は、世界的にますます強く認識されてきております。

これらの諸事情を踏まえ、当社は労働安全衛生保護具の専門会社として、現在、需要が急増している呼吸用保護具全般について、供給能力の増強に万全を期していくことで、働く人々の安全と健康を守るという当社の社会的使命、責任を果たしてまいり所存です。

また、市場の変化に的確に対応できる新製品の開発・供給体制を整備することを重要な経営課題のひとつと位置付け、将来の市場ニーズを当社の成長と収益力の強化に結び付けられるよう、経営体質の強化、効率化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第71期 2017年3月期	第72期 2018年3月期	第73期 2019年3月期	第74期(当期) 2020年3月期
売 上 高 (千円)	10,509,684	10,794,766	10,747,758	11,597,014
経 常 利 益 (千円)	68,343	105,181	90,889	320,063
当 期 純 利 益 (千円)	98,471	103,419	46,757	265,906
1株当たり当期純利益(円)	13.74	14.54	6.58	37.39
純 資 産 (千円)	4,622,523	4,784,561	4,735,643	4,861,905
総 資 産 (千円)	11,176,860	11,966,578	11,772,496	12,156,592

(注) 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第73期の期首から適用しており、第71期から第72期に係る総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標となっております。

第71期 前事業年度比で、売上高は僅かな減少に止まったものの、各種新製品の積極的な投入に伴う製造原価の増加が避けられなかったことから、利益は大幅な減少となりました。

第72期 主要顧客である製造業、建設業に加え、海外からの受注が堅調に推移したことから、売上高、利益ともに前事業年度比増加となりました。

第73期 製造業からの受注が堅調であったものの、原子力発電所向け受注が伸び悩んだことから売上高は前事業年度比微減となり、利益も減少となりました。

第74期 当事業年度の状況につきましては、前記の「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(6) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

- ① 産業界等の安全衛生並びに防災に関する保護具、機器、薬品及び材料の製造販売
- ② 保護具等に関する保守点検整備及び修理並びに労働災害防止に関する教育事業

(7) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

- ① 本社 東京都北区
- ② 技術研究所 埼玉県さいたま市岩槻区
- ③ 埼玉事業所 埼玉県さいたま市岩槻区
- ④ 船引事業所 福島県田村市
- ⑤ 西日本サービスセンター 兵庫県姫路市

(8) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

従業員数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	272名	+23名	38.8歳	14.2年
女性	86	+2	40.3	16.8
合計又は平均	358	+25	39.2	14.7

(注) 上記従業員数のほかに準社員等18名がおります。

(9) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,040,000
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	640,000
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	600,000
株 式 会 社 横 浜 銀 行	240,000
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	420,000

千円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 24,000,000株

(2) 発行済株式の総数 7,200,000株

(自己株式88,606株を含む)

(3) 株主数 6,460名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
エ ア ・ ウ ォ ー タ ー 防 災 株 式 会 社	734	10.32
株 式 会 社 千 代 田 テ ク ノ ル	706	9.93
重 松 開 三 郎	280	3.95
シ マ ツ 株 式 会 社	250	3.52
理 研 計 器 株 式 会 社	246	3.46
藤 倉 航 装 株 式 会 社	133	1.87
重 松 宣 雄	127	1.79
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	100	1.41
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	100	1.41
重 松 製 作 所 従 業 員 持 株 会	98	1.38

(注) 持株比率については、自己株式(88,606株)を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長(代表取締役)	重 松 宣 雄	
取締役副社長(代表取締役)	森 田 隆	管理本部長
専 務 取 締 役	有 田 和 生	営業担当兼営業本部長
専 務 取 締 役	中 井 悟	生産担当兼第一生産本部長
専 務 取 締 役	小 野 研 一	設計担当
常 務 取 締 役	工 藤 心 平	第二生産本部長兼ろ過材再生部長
常 務 取 締 役	野 口 真	研究部長
常 務 取 締 役	二 戸 応 典	マーケティング本部長
取 締 役	石 井 孝 司	総務部長
取 締 役	坂 野 信	経理部長
取 締 役	木 立 誠	営業部長
取 締 役	小 西 晶 彦	ゴム製造部長兼DD製造部長
取 締 役	櫻 井 喜 宣	品質保証部長兼社長付主任研究員
取 締 役 副 会 長	浅 井 徹 治	
常 勤 監 査 役	重 松 明 夫	
監 査 役	島 崎 規 子	国土交通省独立行政法人評価委員
監 査 役	木 谷 光 宏	明治大学名誉教授
監 査 役	川 井 良 介	日本出版学会顧問

- (注) 1. 監査役 島崎規子氏、木谷光宏氏及び川井良介氏は、社外監査役であります。
 2. 監査役 島崎規子氏、木谷光宏氏及び川井良介氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	14名	262,952千円
監査役	4名	21,917千円（うち社外監査役3名 8,496千円）

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

監査役 島崎規子氏は、当事業年度開催の取締役会7回のうち6回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回の全てに出席し、主に元大学院教授としての経験を生かし、専門的見地からの発言を行っております。

監査役 木谷光宏氏は、当事業年度開催の取締役会7回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回の全てに出席し、主に元大学院教授としての専門的見地からの発言を行っております。

監査役 川井良介氏は、当事業年度開催の取締役会7回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回の全てに出席し、主に元大学院教授としての経験を生かし、専門的見地からの発言を行っております。

③ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社では、これまで、社外監査役3名(内、独立役員3名)と常勤監査役1名の合計4名で構成する監査役会が、独立・公正な立場から、取締役会の意思決定・業務執行を監視する経営体制を整備していること、及び、有能な社外取締役候補者を得ることが困難であるという実情も踏まえ、当事業年度末日において社外取締役を設置していませんでした。

しかしながら、当社を取り巻く事業環境の変化や企業価値の一層の向上を図るためには、コーポレートガバナンス体制の継続的な強化が必須であることを踏まえ、企業経営における豊富な経験と幅広い見識を有し、十分な独立性を備えた社外取締役候補者の人選に努めてまいりました。

この結果、今般、適任者を得ることができましたので、2020年6月26日開催の第74期定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

アーク有限責任監査法人

(注) 明治アーク監査法人は、2019年7月1日をもって有限責任監査法人に移行したことにより、名称をアーク有限責任監査法人に変更しております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額	21,360千円
② 当社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	21,360千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数を勘案しまして、再任又は不再任の決定を行います。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制の概要

取締役会において決定した会社法第362条第4項第6号に定める会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針の内容の概要は、次のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人は、法令、定款及び各種社内規定を遵守することを徹底するとともに、コンプライアンス規定、行動規範等に基づき、社会的責任及び企業倫理を尊重して行動し、反社会的勢力や団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応する。また内部通報規定に基づき、コンプライアンス違反行為の早期発見及び早期是正を図る。

- ② **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**
取締役の職務の執行に係る情報については、各種社内規定に基づき、適切・確実に、かつ検索及び閲覧が可能な状態で定められた期間、保存・管理する。
- ③ **損失の危険の管理に関する規定その他の体制**
リスク管理に関する社内規定の整備に努めるとともに、ISOマネジメントシステムを継続的かつ効率的に運用することで、品質及び環境に対するリスクの極小化を図る。
- ④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
代表取締役は、取締役会及び常勤取締役で構成する常勤取締役会において、策定された経営戦略・業務戦略等に基づき、各取締役が担当する業務の効率的かつ適正な執行を監督する体制の整備を行う。
- ⑤ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
監査役が補助使用人を必要とする場合には、監査役の要請により、監査役を補助する使用人を配置する。当該使用人が監査役補助職務を遂行する場合は、監査役以外の指揮命令を受けない。また、当該使用人の任命、評価等については、監査役の事前の同意を得る。
- ⑥ **取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**
取締役及び使用人は、下記の事項について遅滞なく監査役に報告する。
a. 経営状況及び各事業本部・部の業務執行に係る重要な事項
b. 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
また、上記報告をした取締役及び使用人に対しては、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、これを取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑦ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
監査役職務の執行により生ずる費用または債務の処理に係る所要の費用請求等を受けた時は、監査役職務の執行に必要ないと認められる場合を除き、速やかにその費用または債務を処理する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、コンプライアンス室の監査結果や会計監査人の監査結果の報告を定期的に受けるとともに、必要に応じて、顧問弁護士等の社外の専門家の意見を求めることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づき、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりです。

① 内部統制システム全般

内部統制システム全般の整備・運用状況については、コンプライアンス室がモニタリングするとともに、必要がある場合は改善を図る体制を整備しております。

② コンプライアンス

期初にコンプライアンス委員会で審議、決定した内容に基づき、定期的にコンプライアンス遵守状況の確認を行うとともに、コンプライアンス教育を実施することで、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

また、コンプライアンス違反行為の早期発見及び早期是正を図るための内部通報規定に基づく社内運用体制を整備し、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ 業務監査

期初にコンプライアンス室が作成した業務監査計画に基づき、社内の各部・室に対し業務監査を実施し、業務改善が必要な場合は、対策を検討の上、実施しております。

注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	7,699,192	流 動 負 債	5,248,926
現 金 及 び 預 金	1,495,939	支 払 手 形	53,944
受 取 手 形	643,141	電 子 記 録 債 務	1,987,392
電 子 記 録 債 権	463,927	買 掛 金	943,816
売 掛 金	2,152,921	短 期 借 入 金	900,000
商 品 及 び 製 品	1,687,325	1年以内返済予定長期借入金	620,000
仕 掛 品	461,160	リ ー ス 債 務	9,745
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	760,905	未 払 金	75,520
前 払 費 用	28,582	未 払 費 用	213,063
未 収 入 金	26	未 払 法 人 税 等	109,419
そ の 他 の 金	5,307	未 払 消 費 税 等	70,111
貸 倒 引 当 金	△45	預 受 り 金	48,834
		預 賞 与 引 当 金	18,622
		そ の 他 の 金	196,966
		そ の 他 の 金	1,490
固 定 資 産	4,457,399	固 定 負 債	2,045,759
有 形 固 定 資 産	3,519,654	長 期 借 入 金	1,420,000
建 築 物	1,340,561	リ ー ス 債 務	25,236
機 械 装 置	24,284	長 期 未 払 金	44,130
工 具 器 具 備 品	772,572	繰 上 償 却 債 務	240,304
土 地	527,344	退 職 給 付 引 当 金	172,012
リ ー ス 資 産	823,663	預 り 保 証 金	144,077
無 形 固 定 資 産	109,411	負 債 合 計	7,294,686
ソ フ ト ウ ェ ア	93,644	純 資 産 の 部	
電 話 加 入 権	6,757	株 主 資 本	4,412,035
リ ー ス 資 産	9,010	資 本 金	570,000
投 資 其 他 の 資 産	828,333	資 本 剰 余 金	272,577
投 資 有 価 証 券	789,720	資 本 準 備 金	272,577
出 資 債 権	2,810	利 益 剰 余 金	3,626,397
長 期 貸 付 金	3,080	利 益 準 備 金	142,500
長 期 前 払 費 用	902	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,483,897
差 入 敷 金	30,490	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	510,794
差 入 保 証 金	1,330	別 途 積 立 金	1,792,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,181,102
		自 己 株 式	△56,938
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	449,870
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	449,870
資 産 合 計	12,156,592	純 資 産 合 計	4,861,905
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	12,156,592

損益計算書 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)

科 目	金 額
売上高	11,597,014
売上原価	8,126,716
売上総利益	3,470,297
販売費及び一般管理費	3,162,882
営業利益	307,414
営業外収益	
受取利息及び配当金	17,724
受取ロイヤリティ	33,223
その他の営業外収益	15,596
営業外費用	
支払利息	15,712
有形売却損	6,831
売上割引	28,882
その他の営業外費用	2,468
経常利益	320,063
特別利益	
補助金収入	36,700
特別損失	
固定資産除却損	10,200
税引前当期純利益	346,562
法人税、住民税及び事業税	95,537
法人税等調整額	△14,881
当期純利益	265,906

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から

(2020年3月31日まで)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金				利益剰余金 合 計
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
			固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	570,000	272,577	142,500	518,998	1,792,000	978,106	3,431,604
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△71,113	△71,113
当 期 純 利 益						265,906	265,906
固定資産圧縮積立金の取崩				△8,203		8,203	—
自 己 株 式 の 取 得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	△8,203	—	202,995	194,792
当 期 末 残 高	570,000	272,577	142,500	510,794	1,792,000	1,181,102	3,626,397

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	△56,938	4,217,243	518,399	4,735,643
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△71,113		△71,113
当 期 純 利 益		265,906		265,906
固定資産圧縮積立金の取崩		—		—
自 己 株 式 の 取 得	—	—		—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△68,529	△68,529
当 期 変 動 額 合 計	—	194,792	△68,529	126,262
当 期 末 残 高	△56,938	4,412,035	449,870	4,861,905

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ …… 時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料…… 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品…… 最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～50年

機械装置 9年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金…… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金…… 従業員に対する賞与の支給に充てるため賞与支給見込額基準により計上しております。
- (3) 退職給付引当金…… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. ヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法…… 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段) (ヘッジ対象)
金利スワップ 借入金利息
- (3) ヘッジ方針…… 借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。
- (4) ヘッジの有効性評価の方法
リスク管理方針に従って、以下の条件を満たす金利スワップを締結しております。
 - (イ) 金利スワップの想定元本と借入金の元本が一致しております。
 - (ロ) 金利スワップと借入金の契約期間及び満期が一致しております。
 - (ハ) 借入金と金利スワップの金利改定条件が一致しております。
 - (ニ) 金利スワップの受払い条件がスワップのスワップ期間を通して一定であります。従って、金利スワップの特例処理の要件を満たしておりますので決算日における有効性の評価を省略しております。

5. その他の計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建	物	621,496千円
土	地	698,064千円
	計	<u>1,319,560千円</u>

上記の物件は、短期借入金900,000千円、1年以内返済予定長期借入金420,000千円、長期借入金960,000千円の担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 8,356,811千円
3. 受取手形割引高 1,303,279千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 末 株 式 数 (株)
発行済株式数				
普通株式	7,200,000	—	—	7,200,000
合計	7,200,000	—	—	7,200,000
自己株式数				
普通株式	88,606	—	—	88,606
合計	88,606	—	—	88,606

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たりの 配 当 額 (円)	基 準 日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	71,113	10.00	2019年3月31日	2019年6月28日

(2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2020年6月26日の定時株主総会において、次の議案を付議する予定であります。

株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当金の原資	1株当たりの 配 当 額 (円)	基 準 日	効力発生日
普通株式	71,113	利益剰余金	10.00	2020年3月31日	2020年6月29日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	69,454千円
未払事業税	10,381千円
未払費用	10,765千円
退職給付引当金	52,670千円
未払役員退職慰労金	18,411千円
一括償却資産	8,783千円
棚卸資産評価減	8,578千円
仕入値引	11,529千円
その他	1,976千円
小計	192,552千円
評価性引当額	△8,879千円
繰延税金資産合計	183,673千円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△225,432千円
その他有価証券評価差額金	△198,544千円
繰延税金負債合計	△423,977千円
繰延税金資産の純額	△240,304千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組み

当社は、資金運用については預金等に限定し、また、資金調達については銀行からの借入等による方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該信用リスクに関しては、当社の与信管理に関する社内規定に基づき、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形、買掛金及び電子記録債務は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金の使途は運転資金であり、長期借入金の使途は運転資金及び設備資金であります。変動金利の借入金は、金利変動のリスクに晒されていますが、このうち主な長期借入金については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)参照）。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 現金及び預金	1,495,939	1,495,939	—
(2) 受取手形	643,141	643,141	—
(3) 電子記録債権	463,927	463,927	—
(4) 売掛金	2,152,921	2,152,921	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券	788,259	788,259	—
(6) 支払手形	(53,944)	(53,944)	—
(7) 電子記録債務	(1,987,392)	(1,987,392)	—
(8) 買掛金	(943,816)	(943,816)	—
(9) 短期借入金	(900,000)	(900,000)	—
(10) 長期借入金	(2,040,000)	(2,048,797)	△8,797
(11) デリバティブ取引	—	—	—

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、並びに(4) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

(単位：千円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	139,844	788,259	648,414
合計		139,844	788,259	648,414

(6) 支払手形、(7) 電子記録債務、(8) 買掛金、並びに(9) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(11)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(11) デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものはありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであります。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	1,461
預り保証金(※2)	144,077

(※1) 非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。また、「(5) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(※2) 預り保証金は、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内
現金及び預金	1,495,939	—	—
受取手形	643,141	—	—
電子記録債権	463,927	—	—
売掛金	2,152,921	—	—
合計	4,755,930	—	—

(注4) 長期借入金の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
長期借入金	620,000	560,000	440,000	280,000	140,000

(関連当事者との取引に関する注記)

主要株主等

(単位：千円)

種類	会社の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業
主要株主	エア・ウォーター防災株式会社	兵庫県神戸市西区	1,708,000	製造業

議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
(被所有)直接 10.33%	商品の仕入	呼吸用保護具 の仕入等	1,942,353	買掛金 電子記録債務	346,355 850,143

- (注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
商品の仕入に関しては、市場価格を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 683円67銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 37円39銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年 5月22日

株式会社 重松製作所
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 二階堂 博文 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 徳 永 剛 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社重松製作所の2019年4月1日から2020年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

株式会社	重松製作所	監査役会
	常勤監査役	重松明夫 ㊟
	監査役	島崎規子 ㊟
	監査役	木谷光宏 ㊟
	監査役	川井良介 ㊟

(注) 監査役島崎規子、監査役木谷光宏及び監査役川井良介は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第74期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業環境及び事業の継続的成長のための内部留保などを総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき10円

総額

71,113,940円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役及び監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨、並びに非業務執行取締役及び監査役として有用な人材の招聘を可能にするとともに、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と非業務執行取締役及び監査役との間で責任をあらかじめ限定する契約を締結することができる旨を、会社法第426条第1項及び会社法第427条第1項の規定に基づき、定款第31条（取締役の責任免除）及び定款第42条（監査役の責任免除）として規定を新設するものであります。
- なお、取締役の責任免除の規定（定款第31条）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（当会社又はその子会社の業務執行取締役又は支配人その他の使用人である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項が規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第31条～第40条 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第32条～第41条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第42条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項が規定する額とする。</u></p>
<p>第41条～第47条 (略)</p>	<p>第43条～第49条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役有田和生氏、野口 真氏、坂野 信氏、浅井徹治氏の4名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	あり 有 田 和 生 （1954年 1月24日生）	1978年4月 当社入社 1993年11月 当社営業部東海担当部長兼名古屋出張所長 1995年4月 当社第一営業部関西担当部長兼東海担当部長 1997年4月 当社第一営業部九州担当部長 1999年5月 当社第一営業本部長 2000年6月 当社取締役第一営業本部長 2004年10月 当社取締役営業本部長 2005年6月 当社常務取締役営業本部長 2010年6月 当社専務取締役営業本部長 2018年6月 当社専務取締役営業担当兼営業本部長 現在に至る	42,100株
2	野 口 真 （1975年 1月13日生）	1995年4月 当社入社 2008年4月 当社品質保証部品質管理室長 2015年6月 当社品質保証部長 2016年6月 当社取締役品質保証部長 2017年3月 当社取締役研究部長 2018年6月 当社常務取締役研究部長 現在に至る	3,300株
3	坂 野 信 （1962年 11月1日生）	1985年4月 株式会社三菱銀行入行 2010年10月 同行高田馬場支社長 2013年4月 当社入社 管理本部長付主任部員 2014年6月 当社取締役経理部長 現在に至る	4,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
4	※ きやま とし お 佐山利夫 (1956年 2月28日生)	1976年3月 中野冷機株式会社入社 2000年3月 同社取締役 2012年3月 同社常務取締役 2016年3月 同社専務取締役 2017年3月 同社退任 2019年7月 イオンディライト株式会社入社 現在に至る	0株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、佐山利夫氏の選任が承認された場合、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、同氏との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
4. 佐山利夫氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は佐山利夫氏を、東京証券取引所に対し、同証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
5. 佐山利夫氏は、企業経営における豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役として当社の経営に独立の立場から監督、ご助言をいただき、今後の当社の成長と企業価値の向上、コーポレートガバナンスの強化に貢献することが期待できることから、社外取締役候補者といたしました。
6. 佐山利夫氏は、当社の業務執行者又は役員であったことはありません。
7. 佐山利夫氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
8. 佐山利夫氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
9. 佐山利夫氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役島崎規子氏、木谷光宏氏、川井良介氏の3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	島崎規子 (1947年 11月24日生)	1993年4月 城西国際大学教授 1998年4月 城西国際大学大学院教授 2001年6月 当社監査役 2015年4月 国土交通省独立行政法人評価委員（現職） 現在に至る	11,300株
2	木谷光宏 (1949年 2月14日生)	1993年4月 明治大学教授 1995年4月 明治大学大学院教授 2012年6月 当社監査役 2014年4月 人材育成学会会長（現職） 2019年4月 明治大学名誉教授（現職） 現在に至る	3,600株
3	川井良介 (1947年 5月27日生)	1997年4月 山梨英和短期大学教授 2001年4月 東京経済大学教授 2001年4月 東京経済大学大学院教授 2014年5月 日本出版学会顧問（現職） 2016年6月 当社監査役 現在に至る	1,100株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、島崎規子氏、木谷光宏氏及び川井良介氏の再任が承認された場合、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、各氏との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
3. 島崎規子氏、木谷光宏氏及び川井良介氏は、いずれも社外監査役候補者であります。
なお、当社は、島崎規子氏、木谷光宏氏及び川井良介氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

4. 島崎規子氏を社外監査役候補者とした理由は、元大学院教授としての専門的な見識を当社の監査に反映していただくためであります。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。
木谷光宏氏を社外監査役候補者とした理由は、元大学院教授としての専門的な見識を当社の監査に反映していただくためであります。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。
川井良介氏を社外監査役候補者とした理由は、元大学院教授としての専門的な見識を当社の監査に反映していただくためであります。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。
5. 島崎規子氏、木谷光宏氏及び川井良介氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、それぞれ19年、8年及び4年であります。
6. 島崎規子氏、木谷光宏氏及び川井良介氏は、当社の業務執行者又は役員であったことはありません。
7. 島崎規子氏、木谷光宏氏及び川井良介氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
8. 島崎規子氏、木谷光宏氏及び川井良介氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
9. 島崎規子氏、木谷光宏氏及び川井良介氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社取締役の報酬額は2012年6月28日開催の第66期定時株主総会において年額300百万円以内と、また、監査役の報酬額は2002年6月27日開催の第56期定時株主総会において、年額40百万円以内とご承認いただき現在にいたっておりますが、その後の経済情勢の変化並びに諸般の事情を考慮し、取締役の報酬額につきましては年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）、監査役の報酬額につきましては年額60百万円以内として改定することをお願いするものであります。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものといたします。

現在の取締役は14名、監査役は4名ですが、第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認されましても員数に変わりはありません。（うち社外取締役1名）

以 上

〈メモ欄〉

〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区丸の内一丁目7番12号

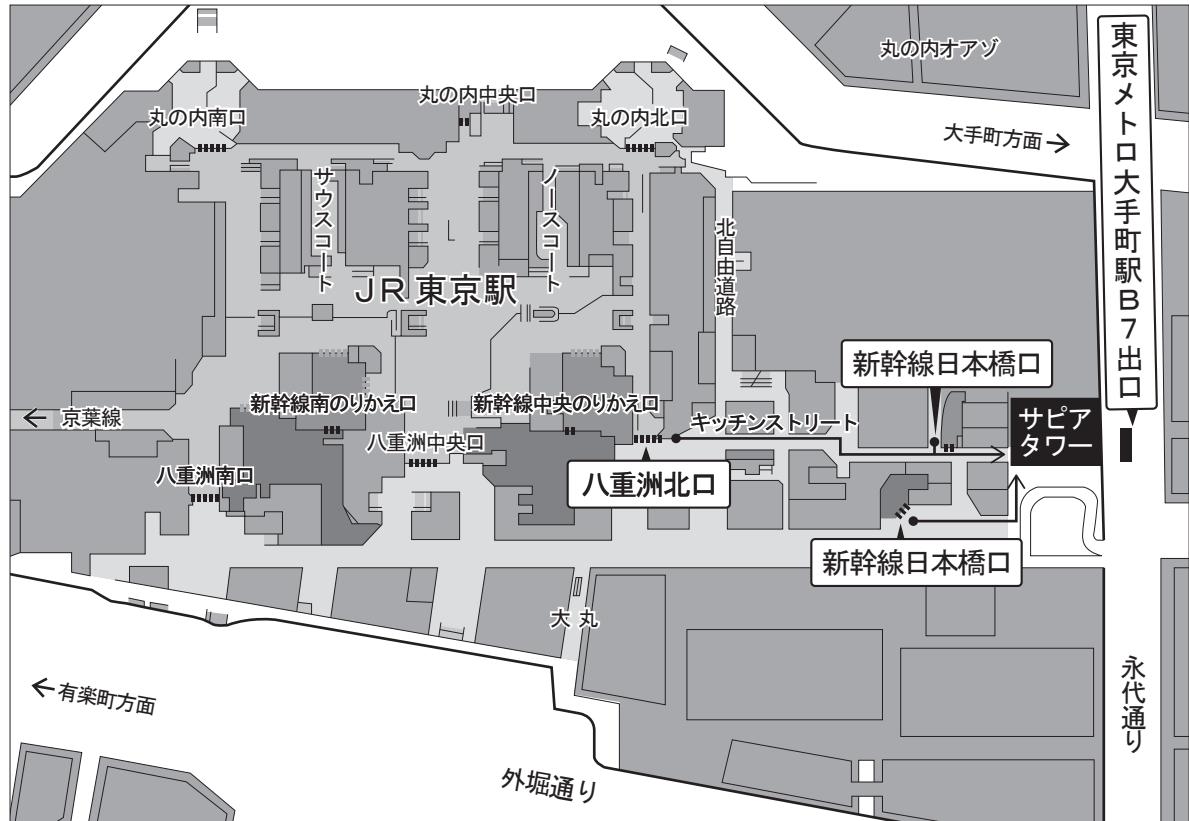
サピアタワー

ステーションコンファレンス東京 4階402

電話 03-6888-8080 (代)

■交通

- JR東京駅新幹線専用改札口（日本橋口） 徒歩1分
- JR東京駅八重洲北口改札口 徒歩2分
- 東京メトロ東西線大手町駅B7出口 徒歩1分



＜株主総会における新型コロナウイルス（COVID-19）感染防止への対応のお願い＞
新型コロナウイルス感染予防及び拡散防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。